

税理士法人柴原事務所代表社員 柴原一氏に聞く

F Pが押さえておくべき令和3年度税制のポイント

大綱と合わせ、コロナ対策関連の 税制措置について理解を深めたい



しばはら・はじめ ●税理士法人柴原事務所代表社員、株式会社オーシャンマネジメントサービス代表取締役。税理士/CFP®。資産家・農家の財産運用、相続税対策、優良企業の税務および事業承継対策等、幅広いコンサルティング活動を行っている。

去る令和2年12月10日、自民・公明両党は「令和3年度税制改正大綱」を決定した。今回の大綱は、昨年1月以降の新型コロナウイルス感染症拡大を受けて決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」(令和2年4月6日)等とも関連するものだ。

そうした部分も踏まえながら、FPとして押さえておきたい令和3年度税制のポイントを、税理士・CFP®の柴原一氏にうかがった。

昨年10月にコロナ関連の 医療費控除のFAQが制定

——今年の大綱は、例年に比べ、FP業務に関連する改正が少ないような気がします。

柴原 そう思われるかもしれませんが、昨年の

税制改正と今回の大綱との間に新型コロナウイルス対策関連の緊急対応が行われています。ですから令和3年度の税制については、大綱の内容だけでなく、その点についても理解しておく必要があります。

例えば、所得税の医療費控除関連です。大綱ではセルフメディケーション税制の5年間延長にしか触れていませんが、昨年10月にコロナ関連での医療費控除についてFAQベースで取り扱いが定められています。

そのひとつがPCR検査の費用についてです。医師の判断でPCR検査を受けた場合は医療費控除の対象ですが、自主判断で受けている場合は予防接種と同じで医療費控除の対象になりません。ただし検査の結果、陽性だった場合には、その後の医療費に加えて当初のPCR検査費用も医療費控除の対象とすることになりました。

——人間ドックや健康診断の費用と同じということですね。

柴原 そうです。次に、オンライン診療についてです。オンライン診療を受けると普通の領収書にオンライン診療のシステム費用が追加されますが、それも医療費控除の対象になります。

——保険者から送られてくる医療費通知には11月・12月分は書かれていないので、手元にある領収書からの転記が必要です。オンライン診療